

平成26年4月1日施行
松山市中小企業振興基本条例

人が集い
笑顔広がる
幸せ実感都市
まつやま



松山市は頑張る中小企業を応援します！

「中小企業」とは？

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金・出資総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
製 造 業・ 建 設 業 運輸業・その他の業種	3 億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下	5 人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100人以下	5 人以下
小 売 業	5 千万円以下	50人以下	5 人以下

条例制定の目的

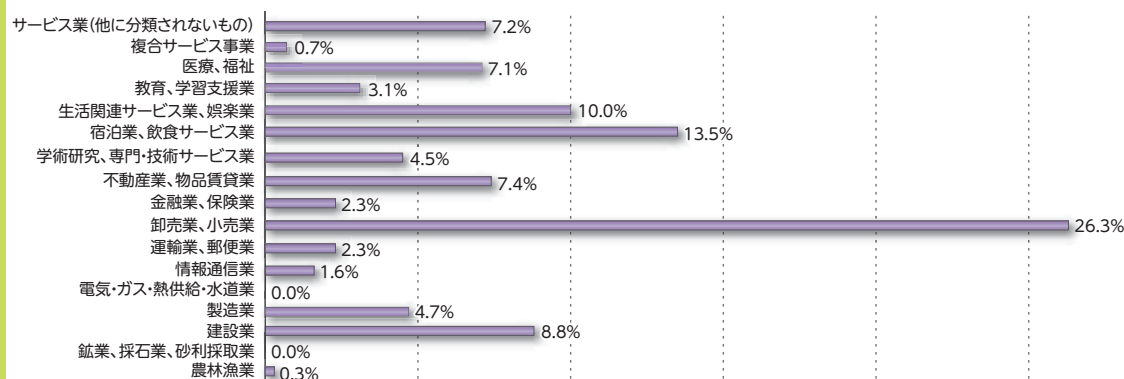
松山市では、地域の中小企業の役割を重視し、その振興に関する施策を総合的に推進していくことにより、地域経済の活性化を目指すこととし、その振興策を総合的かつ戦略的に示すため、平成26年4月「松山市中小企業振興基本条例」を制定しました。

松山市にある全企業の内9割以上は中小企業で、松山市の就業人口の約8割は中小企業で働き、中小企業は多くの市民の雇用を担う存在です。

雇用や市民の暮らしになくてはならない地域経済の重要な担い手である中小企業の経営基盤の安定化と、誰もが働きがいを持ち安心して意欲的に働き続けられる労働環境の整備を実現することを通して、仕事と生活の調和がとれた安定した生活を営むことのできるまちづくりを目指します。

データでみる松山市の産業

全産業別構成事業所数



製造業、小売業、観光産業を支える宿泊業、飲食サービス業など第2次・3次産業が中心。

出典「平成24年経済センサス・活動調査」より

従業者規模別割



従業者100人未満の中小企業が大半を占める。

出典「平成24年経済センサス・活動調査」より

条例制定後の松山市の取組み

松山市は、条例に規定する9つの基本方針に基づき、今後、以下の事業に取組んでいくことにより、中小企業の支援体制の構築を目指していくこととしています。

- ①産学官連携による条例の推進機関（中小企業振興円卓会議）の設置。
- ②条例に基づく、中小企業振興計画の策定。
- ③中小企業を支援する実施機関・拠点の整備。
- ④条例や計画に基づく、各種支援事業の実施。

松山市中小企業振興基本条例（9つの基本方針）

①新たな事業活動の支援

中小企業者の創造的な事業活動及び円滑な事業承継並びに市民の創業の支援に取組みます。



⑥受注、発注機会の増大

市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等において中小企業者の受注機会の増大を図ります。



②経営基盤の強化

資金・設備・技術・人材・情報等、経営資源の確保や充実について、適切な支援に取組みます。



⑦販路の拡大

中小企業者の販路の拡大を図ります。



③人材の確保、育成、定着

中小企業者の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を図ります。



⑧融資制度の充実

効果的で利用しやすい融資制度の充実、その他中小企業者に対する資金供給の円滑化を図ります。



④中小企業振興のための必要な調査及び研究

中小企業の振興を効果的に実施するための必要な調査及び研究を行います。



⑨関係機関等との連携

中小企業者と市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校及び市民との連携及び協力を推進します。

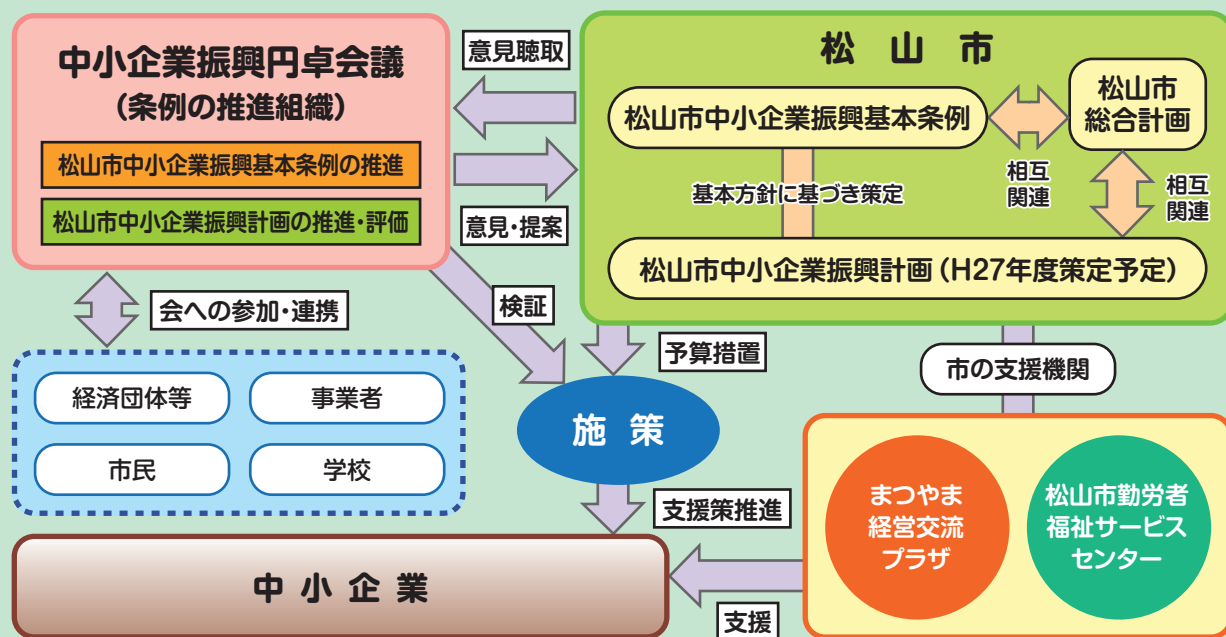


⑤制度、組織及び拠点の整備

中小企業の振興に必要な制度、組織及び拠点の整備を図ります。



中小企業振興の推進体制



産学官連携による中小企業支援の取組み

中小企業振興円卓会議の開催



中小企業振興円卓会議

中小企業振興円卓会議委員

団体名	備考
松山商工会議所	経済団体
北条商工会	経済団体
中島商工会	経済団体
愛媛県中小企業団体中央会	経済団体
愛媛大学（2名）	学識経験者
松山大学	学識経験者
公益社団法人 松山法人会	支援団体
愛媛県中小企業家同友会	経済団体（中小企業）
公益財団法人 えひめ産業振興財団	経済団体
株式会社日本政策金融公庫 松山支店	政府系金融機関
株式会社伊予銀行	金融機関
株式会社愛媛銀行	金融機関
愛媛信用金庫	金融機関
一般社団法人 えひめ若年人材育成推進機構	雇用労政
特定非営利活動法人 ワークライフ・コラボ	市民活動団体

条例の推進組織として、民間主導による中小企業振興円卓会議を設置。会議は商工団体や金融機関、大学関係者など16名で構成。創業支援や人材育成、販路開拓などの分野ごとに、松山市の中小企業施策に対する調査、検証、効果的な施策の提案を行い、松山市中小企業振興基本条例に定める事項や松山市の中小企業振興計画などに反映していくこととしております。

第1回円卓会議 平成26年6月4日開催

第2回円卓会議 平成26年9月1日開催

第3回円卓会議 平成27年1月28日開催

第4回円卓会議 平成27年3月19日開催

… 座長のコメント …



愛媛大学法文学部兼地域創成研究センター
和田 寿博 教授

平成26年3月の松山市議会では中小企業振興に関する施策を総合的に推進するための指針である松山市中小企業振興基本条例が制定されました。この条例に基づいて、松山市の施策として地域経済活性化の要となる

中小企業支援策に積極的に取組まれることを大いに期待します。

平成26年6月には条例の推進組織である中小企業振興円卓会議が設置され、私が座長に選ばれました。この会議は、中小企業や経済団体、金融機関、大学などの関係者、市民団体などで構成され、中小企業振興について自由闊達な意見交換を行い、中小企業支援についての創意工夫やアイデアが施策に反映される運びとなります。例えば、中小企業がより良い存在となるための経営相談、経営者や従業員の教育や支援、中小企業が新しい製品・サービスの提供や販路開拓を行うための支援、学生・若者をはじめ誰もが働きがいを感じ、安心して働き続けられる労働環境の整備などが可能となる施策を提案していきたいと考えています。

中小企業支援は行政だけが行うものではありません。中小企業者をはじめ、地域の皆さんが行政と一緒に知恵を出し、地域の活性化について共に考えます。この会議がそういった場となっていくよう、今後、活動の輪を広げていきたいと考えております。

松山市中小企業振興基本条例施行記念シンポジウムの開催

平成26年7月28日に、愛媛大学の南加記念ホールにおいて、松山市中小企業振興基本条例施行記念シンポジウムを開催し、約130名の方にご参加いただきました。シンポジウムでは、条例が果たす中小企業振興の役割に関する講演や条例と地域経済活性化をテーマとしたパネルディスカッションを行い、参加者に中小企業振興の重要性の理解を深めていただきました。

3 金融機関との中小企業支援へ向けた連携・協力



3金融機関代表と市長

平成26年5月27日に、(株)伊予銀行、(株)愛媛銀行、愛媛信用金庫との間で、創業の促進や中小企業支援など、地域経済の持続的な発展に連携して取り組むための協力協定を締結しました。市内における創業・起業支援や企業の経営基盤強化及び事業継承支援、人材育成・雇用確保、企業間及び産業間のビジネスマッチング支援、本市への企業誘致など10項目を連携・協定事項として定め、今後、中小企業の支援策を推進していくこととしています。

産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定

松山市は、国の産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」を策定し、平成26年10月31日付で経済産業省及び総務省の認定を受けました。

認定後は、事業計画に基づき、松山市と地域の創業支援事業者との連携による創業希望者向けの相談窓口の設置やセミナーまたは個別相談会など複合的な支援を実施し、開業率の向上を目指し、地域の活性化、雇用の確保に繋がる取り組みを行っていくこととしています。

創業支援事業計画の概要

実施期間	平成26年9月1日～平成29年3月31日
創業支援事業者等	松山商工会議所、株式会社 伊予銀行、株式会社 愛媛銀行、愛媛信用金庫、株式会社 日本政策金融公庫松山支店、まつやま経営交流プラザ、松山市

中小企業支援機関によるサポート!

まつやま経営交流プラザ

お問い合わせ
予約電話は

TEL: 089-948-8035 FAX: 089-948-8036
HP: <http://www.keipla.jp>

まつやま経営交流プラザでは、創業に興味のある方や経営者の方に規模・業種を問わず最適な支援制度や課題解決策をワンストップサービスで提供します。

場 所: 松山市湊町3丁目4-6 松山銀天街GET!4階

営業時間: 月曜～金曜 10:00～20:00

土・日曜 10:00～18:00

休 館 日: 祝祭日・年末年始他

設 備: 相談室、会議室、スモールオフィス、フリースペース、情報コーナー※利用無料

専門員が創業・経営の
相談にお応えします。

セミナー・相談会

★個別相談会の開催

中小企業診断士による創業・経営全般に関する
個別無料相談会の開催

★セミナーの開催

創業塾セミナー、今すぐ活用できる補助金セミナーなど
各種セミナーを定期的に開催

イベント等

★イベントの開催

・異業種交流会の開催

・創業プラン・ビジネスプランコンテスト

・NPO団体等との共催による女性起業支援などの実施

主なサービス

情報発信

★ライブラリーコーナー

行政、各支援機関のパンフレット、リーフレット等
200種類以上を設置し、スタッフが最適な支援制度を案内

★セミナー案内コーナー

最新の各機関のセミナー、講座案内、イベント情報
等を集めて展示



松山市勤労者福祉サービスセンター

お申込み
お問い合わせ

松山市地域経済課

TEL: 089-948-6399 FAX: 089-934-1844

松山市勤労者福祉サービスセンター(ワークCom松山)は、中小企業で働く人の福利厚生等を松山市がお手伝いしている互助会制度です。福利厚生制度の充実した職場づくりの実現に向けて、是非ご加入ください。

会員募集!

ご加入頂けるのは

- 松山市内の中小企業で働く従業員及び事業主
※資本金が3億円以下または従業員が300人以下
【事業所単位で加入】
- 松山市に居住し、市外の中小企業に勤務する方

入会金・会費

〈入会金〉会員1人につき500円(入会時のみ)

〈会 費〉会員1人につき700円(月額)

※入会金及び会費は、原則として事業主にご負担いただきます。
(税法上「必要経費」に計上または「損金」として処理できますが、該当しない場合もあります)

会員のメリット

- 慶弔共済金が給付されます。
〈給付の一例〉お子様が小学校・中学校に入学したときの
入学祝金に10,000円
- 宿泊旅行等に助成金が給付されます。
〈給付の一例〉宿泊を伴う旅行やレクリエーション
(観劇・スキー等)に3,000円
- 特別割引券を利用できます。
映画館・温泉などが割引料金で利用できます
- イベントに参加できます。
ボウリング大会、テーブルマナー教室等

事業者のメリット

- 少額の経費で従業員の福利厚生が充実できます。
- 人間ドック受診や各種がん検診などに助成を受けられますので、経費削減が図れます。
- スケールメリットを活かして、事業所単独の福利厚生制度ではできないサービスが受けられます。
- 市内だけでなく全国の契約店の割引サービスを利用できます。
- 福利厚生費の経費削減が図れます。

○松山市中小企業振興基本条例

平成26年3月28日
条例第32号

瀬戸内の温暖で穏やかな気候に恵まれ、日本最古といわれる道後温泉や美しい姿を誇る松山城などの歴史的・文化的資源を有し、正岡子規をはじめとする多くの俳人などを輩出する松山市には、機械、繊維及び化学製品を中心とした製造業、四国最大規模の商業集積地である旧市街を中心とした商業・サービス業、道後温泉を中心とした観光産業、かんきつ類の生産を中心とした農林水産業など幅広い産業が集積している。

このような特色のある松山市は、愛媛県の県都として、広く周辺地域と良好な関係を築きながら経済の発展に寄与してきたところ、本市にとってその産業の多くを支える中小企業は、今後とも、地域資源が持つ価値を最大限に活用し、雇用を確保・拡大し、市民生活を向上させる地域経済の振興・活性化のための極めて重要な担い手となるにほかならない。

しかしながら、経済活動の国際化、少子高齢化の急速な進展などにより経済的・社会的環境が大きく変化する中、中小企業の多くは、経営資金の調達、人材の確保、新たな設備投資、販路の拡大などの様々な領域において厳しい状況に置かれている。

このような状況の下、中小企業が持続的に成長・発展していくためには、まず自らがその経営向上に努め、地域社会における責任を果たし、市民や社会からより一層の信頼を得ることが求められる。

また、四国の中心都市として周辺地域の関係者を含めた中小企業の振興を図るためには、全ての市民が、意欲のある中小企業を地域社会全体で支援することの意義について理解を深め、連携し、協力していくことが不可欠である。

ここに私たちは、中小企業の振興を松山市の重要な課題として位置付け、これに積極的に取り組み、中小企業の経営基盤の安定化を図り、誰もが働きがいを持ち安心して意欲的に働き続けられる労働環境を整備することで、仕事と生活の調和がとれた安定した生活を営むことのできるまちをつくることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関して基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会、中小企業家同友会、士業団体その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内に存するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、又は滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 創造的な事業活動 中小企業基本法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
- (7) 産学官連携 中小企業者、大学、市等が、その合意に基づき相互に連携することをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされる創造的な事業活動等が促進されること。
- (2) 中小企業者の自主的な努力による経営改善が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されること。
- (4) 中小企業者の経営の安定化のための資金及び人材の確保等が図られること。
- (5) 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校、市民その他の関係者の連携及び協力が図られること。

(基本方針)

第4条 市は、基本理念のっとり、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の創造的な事業活動及び円滑な事業承継並びに市民の創業を支援すること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業者の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を図ること。
- (4) 中小企業の振興を効果的に実施するための必要な調査及び研究を行うこと。
- (5) 中小企業の振興に必要な制度、組織及び拠点の整備を図ること。
- (6) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等において中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (7) 中小企業者の販路の拡大を図ること。
- (8) 効果的で利用しやすい融資制度の充実その他中小企業者に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (9) 中小企業者と市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校及び市民との連携及び協力を推進すること。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針に基づき、総合的な中小企業振興施策を定め、周知し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、必要に応じて、又は機会を捉えて、国、愛媛県その他の地方公共団体、市内外で活躍する本市ゆかりの人材（本市の出身者その他の本市と関係を有する人材をいう。）等に協力及び支援を求めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 自主的な努力による経営改善、技術の高度化等を通じて経営基盤を強化すること。
- (2) その社会的責任を自覚し、地域社会及び市民生活の向上に貢献すること。
- (3) 市、中小企業関係団体その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。
- (4) 他の中小企業者により生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用するほか、他の中小企業者と連携し、及び協力すること。
- (5) 大学及び専修学校と産学官連携等によって新産業を創出し、及び専門的技術を有する人材を育成すること。
- (6) 学校の職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等に協力すること。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫による取組をそれぞれの立場で積極的に支援するものとする。

- 2 中小企業関係団体は、市その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携に努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市、中小企業関係団体その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業者は、中小企業者により生産され、製造され、若しくは加工された物品の消費又は提供されるサービスの利用に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が自主的に経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市、中小企業関係団体その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 地域密着型金融を推進する金融機関は、前2項の規定による協力を積極的に行うものとする。

(学校の自主的な協力)

第10条 大学及び専修学校は、産学官連携等によって、自主的に、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成並びにこれらの研究に努めるものとする。

- 2 学校は、自主的に、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じて地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定による協力は、学校その他教育に関係する者の自由かつ自律的な意思のみに基づいて行われるものとする。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用すること等により、中小企業の健全な育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興計画)

第12条 市長は、基本方針に基づいて、中小企業振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

- 2 振興計画には、中小企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、振興計画の策定に当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表し、及び周知するものとする。
- 5 市長は、中小企業を取り巻く環境の変化を勘案し、及び中小企業振興施策の実施状況を調査・分析し、おおむね5年ごとに振興計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による振興計画の変更について準用する。

(中小企業振興円卓会議)

第13条 中小企業関係団体のうち法律に設置の定めのある団体は、中小企業の振興のため必要と認めるときは、規約を定め、中小企業振興円卓会議を設置することができる。

- 2 中小企業振興円卓会議は、前項の目的を達成するため、この条例に定める事項、その実施状況その他必要な事項について自ら調査、検証等を行い、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、中小企業振興円卓会議から求めがあったときは、適当と認められる範囲内において、必要な協力を行うことができる。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条例に関する Q & A

Q1 松山市は、なぜ条例を制定したのですか？

- A1** 松山市にある全企業の内9割以上は中小企業で、松山市の就業人口の約8割は中小企業で働き、中小企業は多くの市民の雇用を担う存在です。
- 松山市の産業の多くを支える中小企業が持続的に成長・発展していくことにより、雇用の創出や市民生活の質の向上に繋がり、地域経済の活性化が図られます。
- そこで、松山市では、地域の中小企業の役割を重視し、その振興に関する施策を総合的に推進していくことにより、地域経済の活性化を目指すことを目的に条例を策定しました。

Q2 条例の特徴は？

- A2** 「条例」は、中小企業の振興に対する市の取組姿勢等を明確に示した理念条例ではありますが、単に中小企業に対する救済策を規定したものではありません。
- 中小企業を、地域を支え市民生活を向上させるエンジンと捉え、社会的責任を自覚し、経営に意欲のある中小企業を増やすことを目的としています。
- そして、中小企業だけではなく、行政、中小企業関係団体、大企業、金融機関、学校、そして市民の一人一人に中小企業振興の推進について理解と協力を求めていることが特徴です。

Q3 条例に支援される側の中小企業にも「中小企業者の努力」を規定した理由は？

- A3** 条例では、「中小企業者の努力」の項目において、次のように中小企業に対する積極的な取組を規定しています。
- ①自主的な努力により経営の向上を目指す中小企業
 - ②社会的な責任を自覚し、地域社会や市民生活の向上に貢献する中小企業
 - ③地域の物品やサービスを積極的に利用し、他の中小企業者と連携・協力しようとする意欲のある中小企業
 - ④大学等と産学官連携によって新産業を創出したり、専門的技術を有する人材を育成する意欲のある中小企業
 - ⑤子どもたちが正しい勤労観や職業観を持てるよう学校の職場体験活動等に協力する中小企業
- このように、条例においては、支援される側である中小企業にも、経営に積極的な意欲を持ち、地域社会や市民生活の向上に積極的に取組んでもらうことを大いに期待しております。

Q4 条例制定後、どのような体制で中小企業支援を推進していくのですか？

- A4** 松山市では、条例制定後の支援体制として、「中小企業振興計画」の策定、「中小企業振興円卓会議」及び「中小企業支援機関」の設置により、中小企業支援に取組んでいくこととしています。
- 条例の推進組織である「中小企業振興円卓会議」では、条例に規定する事項等についての調査・検証等や、市の施策・計画に対しての意見・提案、条例や計画に定める施策の評価やその推進活動を行っていくこととしています。
- また、市の「中小企業支援機関」（まつやま経営交流プラザ及び松山市勤労者福祉サービスセンター）においては、創業予定者や経営者の相談支援、各種情報の提供、事業者の福利厚生への支援等の中小企業に対する支援を行っています。

Q5 中小企業の振興において市民が協力できることは？

- A5** 松山市では、条例の基本方針に基づき、中小企業振興を推進する計画や組織、支援機関により、中小企業関係団体や大企業、学校とも連携しながら、中小企業の支援に取組んでいくとともに、中小企業にも、自主的な努力による経営向上や市民生活の向上への貢献などに努めてもらうことにより、地域が一体となって地域経済の活性化を図っていきたいと考えています。
- また、これを実現していくためには、市民の皆さん一人一人が、地域経済を担う中小企業の役割の重要性を理解し、中小企業が提供する物品やサービスを積極的に利用することなどにより、その健全な育成と発展に協力することが必要です。